

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい(特別法違反の罪は除く)。

【事例】

1 2015年12月1日午後10時頃、居酒屋で酒を飲んだ後、自宅に向かって歩いてきたX(25歳・男性・身長170cm・体重75kg)は、向こうから歩いてやってきたY(32歳・男性・身長178cm・体重85kg)と肩がぶつかり、口論となった。しばらく、XとYとの間で口頭でのやり取りが続いたが、このまま口論を続けても仕方がないと考えたXは、Yに対して、「俺が悪かったよ。謝るよ。ごめん、ごめん。」と軽い調子で言うと、Yの横を通過して、その場から立ち去ろうとした。Yは、立ち去ろうとしたXの肩を掴むと、Xに対し、「その態度はなんだよ。本当に悪いと思ってるなら、土下座しろ。この若造が。」と言い、いきなり右手拳で、Xの腹部を強く殴った。Xが腹部を押さえてうずくまるのを見たYは、Xの背中を足で複数回蹴り、さらに、攻撃を加えようとした。Yが、自己に対してさらに攻撃を加えようとしているのを見たXは、Yに対する怒りの感情と、身を守らなければ、大怪我をしてしまうとの思いから、Yの右足をつかむと、それを強く引っ張り、Yを転倒させた。転倒したYは、側頭部をブロック塀に強く打ちつけ、仰向けに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった。

2 Xは、Yが意識を失ったように動かなくなって仰向けに倒れていることを認識したが、Yに対する強い怒りが継続していたため、「なめてんじゃねえぞ。人のこと、蹴りまくりやがって。」などと言って、Yに対して、腹部を足蹴にしたり、足で踏み付けたりする等の攻撃を加えた。Yが全く抵抗することなく、動かない状態にあるのを見たXは、生活費に困っていたため、「今なら、Yの持っている金を奪えるだろう。」と考え、Yの上着の内ポケットに入っていた財布を取り出すと、その中にあった現金3万円を、自己の生活費として使用するために抜き取って自己のズボンの前ポケットに入れ、また、財布はYの上着の内ポケットに戻して、その場を立ち去った。なお、XがYの財布を取り出し、そこから3万円を抜き取った際、XはYが意識を失ったように動かなくなっていることは認識していたが、「Yが死亡した。」とは考えていなかった。また、Xは、その場を立ち去る際、「このまま放置すれば、Yは死亡してしまうかもしれない。」と考えることもなかった。

3 同日午後11時20分頃、Yは、近くを通りかかった通行人の通報により駆けつけた救急車でA病院に搬送され、医師Bによって適切な医療処置を受けたが、翌2日午前10時頃、側頭部をブロック塀に強く打ちつけたことに起因する頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。なお、上記1のYのXに対する行為によって、Xは傷害を負うことはなかった。また、上記2のXのYに対する行為によって、Yは肋骨骨折の傷害を負った。